

鎌倉市公告 第366号

鎌倉市まちづくり条例（平成23年10月条例第8号）第36条の規定に基づき「中規模開発事業土地利用方針届出書」が提出されたので、同条例第37条第1項の規定に基づきその関係資料をまちづくり景観部土地利用調整課において、平成27年8月1日から平成27年8月11日まで公衆の縦覧に供します。

平成27年7月31日

鎌倉市長 松尾 崇



開発事業の目的	戸建用宅地(3区画)
事業区域の地名地番	鎌倉市笛田三丁目1439番2の一部外1筆
開発区域の面積	476.42㎡
事業者の住所氏名	横浜市中区長者町五丁目56番11 フラット株式会社 代表取締役 平木 潤一

事業番号
27 - 137